

自立支援医療の自己負担上限額

(平 20. 4. 1 現在)

世帯階層区分		自己負担上限額 (月額)
生活保護	①生活保護世帯	0 円
低所得 1	②市民税非課税世帯で、受診者の収入 80 万円以下	2,500 円
低所得 2	③市民税非課税世帯で①, ②の対象でない場合	5,000 円
中間所得層	④受診者の属する「世帯」の市民税課税額(所得割)の合計が 23 万 5 千円未満の場合	医療保険の自己負担限度額と同額
	※1 中間所得 1 所得区分④の対象のうち「重度かつ継続」に該当し、かつ、「世帯」の市民税(所得割)の合計が 3 万 3 千円未満の場合	5,000 円
	※2 中間所得 2 所得区分④の対象のうち「重度かつ継続」に該当し、かつ、「世帯」の市民税(所得割)の合計が 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満の場合	10,000 円
一定所得以上	⑤受診者の属する「世帯」の市民税課税額(所得割)の合計が 23 万 5 千円以上の場合	自立支援医療費支給の対象外
	※3 一定所得以上(重継) 一定所得以上⑤の対象のうち「重度かつ継続」に該当する場合	20,000 円

◎ 高額治療継続者(「重度かつ継続」)(※1, ※2, ※3)の対象範囲

1. 疾病・症状等から対象となるかた

- (1) 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害のかた
- (2) 統合失調症、そううつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、もしくは薬物関連障害(依存症等)のかた又は集中・継続的な医療を要するかたとして精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断したかた

2. 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となるかた

- (1) 医療保険の多数該当のかた

◎ 「一定所得以上」かつ高額治療継続者(「重度かつ継続」)(※3)の者に対する特例的経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。